

延長生（5年生以上）学費計算方法および学費額に関するお知らせ【教育学部】

本制度は2016年度以前の入学者が延長生になった場合と、2017年度以降の入学者が延長生になった場合とで計算方法が異なりますので、ご注意ください。

■ ■ 1. 学費計算の考え方 ■ ■

在学年数(休・留学期間を除いた年数(※1))が4年(学士入学者は2年)を超える場合、前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。

不足単位数については以下のとおり算出します。

$$\text{不足単位数} = \text{卒業所定単位数} - \text{前学期終了時点での卒業算入単位数}$$

上の式で算出した前学期終了時点での不足単位数に基づき、学期ごとの授業料は以下のように算出します。

1) 2016年度以前の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料	教育環境整備費、 全学グローバル教育費 ※4	実験実習料、学生読書室図書費、学会会費
21 単位以上	学期所定額の満額 ※2	教育環境整備費： 文科系 90,000 円／半期 理 系 135,000 円／半期 全学グローバル教育費： 35,000 円／半期	当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額
5 単位～20 単位	学期所定額の 70%		
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%		

2) 2017年度以降の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料	実験実習料、学生読書室図書費、学会会費
21 単位以上	学期所定額の満額 ※2	当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額
5 単位～20 単位	学期所定額の満額 ※3	
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%	

例 1 卒業所定単位数が 124 単位の学科専修等で、前学期終了時まで 120 単位を修得済みの場合

$$124 \text{ 単位 (卒業所定単位数)} - 120 \text{ 単位 (前学期終了時点での卒業算入単位数)} = 4 \text{ 単位 (不足単位数)}$$

⇒ 授業料は学期所定額の 50%

例 2 卒業所定単位数が 124 単位の学科専修等で 124 単位は修得したが、卒業要件である必修科目 8 単位を未修得の場合

$$124 \text{ 単位 (卒業所定単位数)} - 124 \text{ 単位 (前学期終了時点での卒業算入単位数)} = 0 \text{ 単位 (不足単位数)}$$

⇒ 必修科目 8 単位が未修得であるが、卒業算入単位数が卒業所定単位数に達しているため、不足単位数は 0 単位となり、授業料は学期所定額の 50%

※1 学籍が「在学」扱いの留学(CS・ダブルディグリー)をした場合、留学期間は在学年数に含まれます。

* 交換・私費留学の場合については別途お問い合わせください。

※2 学期所定額とは…当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する学費の所定額のこと。

【2016年度以前入学者が2020年度以降延長生として在学する場合】

2016年度以前入学者が延長生となり、その時の4年生が2017年度以降の入学者である場合は、「2016年度入学者が5年生になった場合」の授業料(文科系 402,500 円／半期・理系 587,500 円／半期)が、学期所定額となります。

※3 後述のとおり、留学をしたことが理由で延長生となる場合は、特例があります。

※4 教育環境整備費は2012年度～2016年度入学者、全学グローバル教育費は2014年度～2016年度入学者が対象です。

※5 卒業所定単位数は入学年度、学科専修等、入学形態により異なります。学部要項や授業ガイドでご確認ください。

■ ■ 2. 留学をしたことが理由で延長生となる場合【2017年度以降の入学者のみ適用】 ■ ■

在学中に1学期相当期間以上留学した学生が延長生になった場合、教授会が特別に認め、かつ前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数が5単位以上20単位以下である場合に限り、学期所定額の50%に相当する金額とします。ただし、本基準の適用は1年間(2学期)分の授業料を上限とします。なお、適用対象者は学部で決定しますので、学生からの申請は不要です。

不足単位数	授業料
21 単位以上	学期所定額
5 単位～20 単位	学期所定額の 50%
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%

■ ■ 3. 納入期限について ■ ■

延長生になった場合は、それまでと納入期限が変わります。延長生の学費引落日は、春学期分は7月5日、秋学期分は12月5日となります。具体的な学費額等は、学費振替約2週間前に学費等口座振替通知書にて通知いたします。

2025年度に延長生となる方の学費について（早稲田大学教育学部）

2025年度に所定年限以上在学することになった場合、学費については本案内を確認してください。不明な点がある場合は、教育学部事務所に問い合わせてください。特に、在学中に留学や休学をした場合や、学士入学、再入学の延長生は学費所定額の算出方法等が異なります。

1. 2025年度 学費

延長生の学費（半期所定額）は以下のとおりです。入学年度により学費費目が異なります。

延長生の学費引落日はこれまでと異なり、春学期分は7月7日、秋学期分は12月5日となります。

学費等口座振替通知書は、春学期分は6月下旬、秋学期分は11月下旬に学費負担者宛に郵送します。

(1) 2012年度～2013年度入学者 所定額（半期分）

【教育学科・国語国文学科・英語英文学科・社会科・複合文化学科】

学費費目	金額	備考
授業料	402,500 円	「2. 授業料の算出について」参照
教育環境整備費	90,000 円	
実験実習料	学科専攻専修により異なります。 (当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額)	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

【理学科・数学科】

学費費目	金額	備考
授業料	587,500 円	「2. 授業料の算出について」参照
教育環境整備費	135,000 円	
実験実習料	学科専修により異なります。 (当該延長生と同一学科専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額)	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

(2) 2014年度～2016年度入学者 所定額(半期分)

【教育学科・国語国文学科・英語英文学科・社会科・複合文化学科】

学費費目	金額	備考
授業料	402,500円	「2. 授業料の算出について」参照
全学グローバル教育費	35,000円	
教育環境整備費	90,000円	
実験実習料	学科専攻専修により異なります。 (当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額)	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250円	
学会会費	250円	
学生健康増進互助会費	1,500円	

【理学科・数学科】

学費費目	金額	備考
授業料	587,500円	「2. 授業料の算出について」参照
全学グローバル教育費	35,000円	
教育環境整備費	135,000円	
実験実習料	学科専修により異なります。 (当該延長生と同一学科専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額)	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250円	
学会会費	250円	
学生健康増進互助会費	1,500円	

(3) 2017年度～2021年度入学者 所定額(半期分)

【教育学科・国語国文学科・社会科・複合文化学科】

学費費目	金額	備考
授業料	580,000円	「2. 授業料の算出について」参照
実験実習料	学科専攻専修により異なります。 (当該延長生と同一学科専攻専修所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額)	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250円	
学会会費	250円	
学生健康増進互助会費	1,500円	

【英語英文学科】

学費費目	金額	備考
授業料	585,500円	「2. 授業料の算出について」参照
実験実習料	英語英文学科所属の正規生(4年生)が、学期ごとに納入する額と同額	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250円	
学会会費	250円	
学生健康増進互助会費	1,500円	

【理学科・数学科】

学費費目	金額	備考
授業料	823,000 円	「2. 授業料の算出について」参照
実験実習料	学科専修により異なります。 (当該延長生と同一学科専修所属の正規生 (4年生)が、学期ごとに納入する額と同額)	毎年度検討するため 改定される場合があります。
学生読書室図書費	250 円	
学会会費	250 円	
学生健康増進互助会費	1,500 円	

2. 授業料の算出について

在学年数（休・留学期間を除いた年数（※1））が4年（学士入学者は2年）を超える場合、前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数をもとに、学期ごとの学費額を計算します。授業料の計算に当たり、100円未満の端数が生ずるときは、10円の位を四捨五入します。

不足単位数については以下のとおり算出します。

$$\text{不足単位数} = \text{卒業所定単位数 (124 or 128 or 134)} - \text{前学期終了時点までに修得した卒業算入単位数}$$

上の式で算出した前学期終了時点での不足単位数に基づき、学期ごとの授業料は以下のように算出します。

2016年度以前の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料
21 単位以上	学期所定額の満額
5 単位～20 単位	学期所定額の 70%
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%

2017年度以降の入学者が延長生になった場合

不足単位数	授業料
21 単位以上	学期所定額の満額
5 単位～20 単位	学期所定額の満額 ※2
0 単位～4 単位	学期所定額の 50%

例 1 卒業所定単位数に対し、前学期終了時までには 120 単位を修得済みの場合

124 単位（卒業所定単位数）－120 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝4 単位（不足単位数）
⇒授業料は学期所定額の 50%

例 2 卒業所定単位数と同じ 124 単位は修得したが、卒業要件である必修科目 8 単位を未修得の場合

124 単位（卒業所定単位数）－124 単位（前学期終了時点での卒業算入単位数）＝0 単位（不足単位数）
⇒必修科目に 8 単位が未修得であるが、卒業算入単位数が卒業所定単位数に達しているため、
不足単位数は 0 単位となり、授業料は学期所定額の 50%

※1 学籍が「在学」扱いの留学（CS・ダブルディグリー）をした場合、留学期間は在学年数に含まれます。

* 交換・私費留学の場合については考え方が異なります。教育学部事務所へお問い合わせください。

※2 2017 年度以降入学者のうち、在学中に 1 学期相当期間以上留学した学生が延長生になった場合、教授会が特別に認め、かつ前学期終了時点での卒業所定単位数に対する不足単位数が 5 単位以上 20 単位以下である場合に限り、学期所定額の 50% に相当する金額とします。ただし、本基準の適用は 1 年間（2 学期）分の授業料を上限とします。

※3 ダブルディグリーおよび交換留学中の学費については、不足単位数に応じた減額はされません。

3. 休学・留学をされたことのある方

休学や留学により「在学」とならない期間がある場合は、入学年度から起算して 5 年目であっても「延長生」となりません。このような場合は、不足単位数にかかわらず授業料の減額は生じません。

以上